

令和7年12月16日

## 件名 令和7年度歳末重点査察の実施について

消防局及び高崎市建設部建築指導課では、市民の往来が盛んになる歳末期に、高崎駅西口付近（連雀町を中心に、旭町、通町、八島町）の3階建て以上の不特定多数の者が出入りする建物（特定防火対象物）に対して、立入検査を次のとおり実施しました。

実施日時：令和7年12月15日（月）13時30分から16時30分まで

実施機関：高崎市等広域消防局、高崎市建設部建築指導課（合計15人）

目的：避難施設の適正な維持管理の確保（廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件が放置又はみだりに存置されていないか、防火設備（防火戸等）について閉鎖の支障となる物件が放置又はみだりに存置されていないかなど）

また、今回は事前通告を行わないで立入検査（無通告査察）を実施したため、建物の普段の状況を確認し指導しており、実効性の高い検査となりました。

立入検査の実施結果は次のとおりでした。

- ・査察実施対象物：15棟
- ・避難上必要な施設等の管理に関する指導：6か所  
(避難施設である通路・階段に物品が置いてある、防火戸の閉鎖障害がある等)
- ・火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令：2か所  
(避難施設である階段等に大量の可燃物が置いてある。人ひとり通れないほど物品が置いてあるなど。)

避難上必要な施設等の管理に関する指導を行った箇所は即時是正するように指導を行い、火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令を行った2か所についての改善状況は次のとおりです。

- ①令和7年12月15日15時59分に、同日の19時00分までに物件を除去するよう命じ、19時00分の段階では除去が完了していないため、令和7年12月16日に再度、除去状況の確認を行い、13時30分に除去が完了している状況を確認しました。
- ②令和7年12月15日16時15分に、同日の19時15分までに物件を除去するよう命じ、19時15分に除去が完了している状況を確認しました。

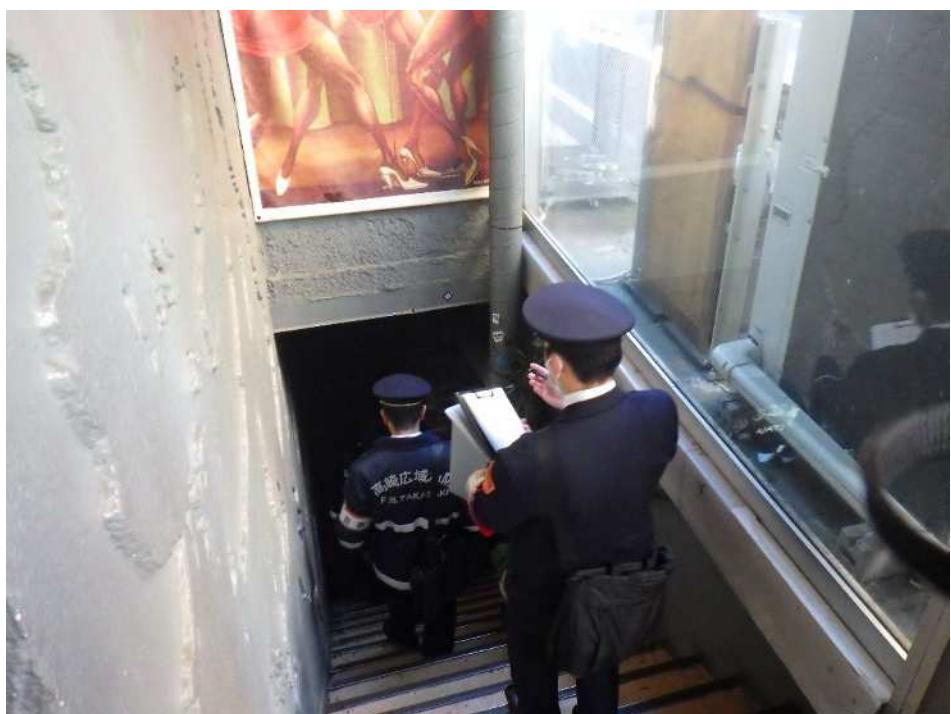
## 【本件に関する問い合わせ】

消防局予防課

電話:027-324-2214



出発式の様子



歳末重点査察実施時の様子